平成３０年（フ）第２１６２号
千葉県松戸市上本郷438―１―108、住民票上の住所群馬県伊勢崎市曲沢町754―21
債務者　廣岡　武司
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神村　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１６９号
東京都足立区千住関屋町17―15―１―111
債務者　町田　京子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　政直
4　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１７０号
東京都足立区千住関屋町17―15―１―111
債務者　町田　剛
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　政直
4　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２３１号
東京都台東区寿１丁目６―７―602
債務者　松本　英一
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　辰久
4　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６号
広島県呉市広多賀谷１丁目７番15号
債務者　ＰＣ再生工房呉店こと　新本　　勇
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　晃志
4　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第２２４号
神戸市須磨区妙法寺字津江田927番地の12
債務者　森本　茂之
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７号
北海道北見市泉町１丁目３番５号　マルシゲハイツ泉１　17号、前住所北海道札幌市厚別区厚別南１丁目８番20号　シャトーわたなべＣ301
債務者　横山　有子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
岡山県津山市上村58番地３
債務者　山根　克孝
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三村　輝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第７９号
鹿児島県鹿児島市高麗町８番14―1102号
債務者　春藤　義邦
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
鹿児島県鹿児島市上荒田町７番11号　岩重ビル208号
債務者　下大迫香織
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染川　藍子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
函館市高丘町38番４号
債務者　石田　純一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　佳太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１１６４号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目６番57号播磨町グリーンコートＣ棟204号
債務者　西田　桜子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉森　智広
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３２号
函館市湯川町１丁目３番17号
債務者　大戸谷裕子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２２号
三重県志摩市浜島町浜島3214番地
債務者　西飯　麻乃
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
岡山県総社市真壁1295番地６　東棟
債務者　井関　以奈
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係